イ　提案内容に対応する「建設業法」(昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）　大学校舎、研究施設、病院

ｂ　建物規模　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上５階地下１階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事）

エ　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

ａ　建築一式工事

ⅰ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ　平成13年度以降に元請として、2(1)3）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ⅲ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

ｂ　電気工事

ⅰ　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(「技術士法」(昭和58年４月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。)に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ　平成13年度以降に元請として、2(1)3）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

ｃ　管工事

ⅰ　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」､「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。)に合格した者)､「技術士法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年８月18日文部科学省令第36号）による改正前の技術士(「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。)、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」､「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。)に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ　平成13年度以降に元請として、2(1)3）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

③　工事監理に当たる者(「建築基準法」(昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。)は、以下の要件を満たすこと。

ア　2(1)3）①アに同じ。

イ　2(1)3）①イに同じ。

ウ　2(1)3）①ウに同じ。

エ　2(1)3）①エに同じ。

オ　平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、2(1)3）①オのａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した工事監理の実績を有する者（建築分野・電気分野・機械分野）を専任で配置できること。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学において平成24年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ　平成13年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す維持管理業務の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）　大学校舎、研究施設、病院

ｂ　建物規模　延べ面積10,000㎡以上

⑤　なお、運営業務と附帯業務に当たる者の資格等要件は問わない。

4）競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

5）入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

①　競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、